

令和 7・8 年度 西条市公共施設の管理委託業務に係る
競争入札(見積)参加資格審査申請書提出要領

- 1 申請要件** 申請者は、次の全ての要件を満たしている必要があります。
- (1) 西条市税、法人税(個人の場合は申告所得税及び復興特別所得税)並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - (2) 法令上、許可等を必要とする業務については、当該許可等を受けていること。
 - (3) 西条市暴力団排除条例(平成 23 年西条市条例第 20 号)第 2 条第 1 号から第 3 号までの規定に該当する者でないこと。

2 業務名

- (1) 公共建物清掃
- (2) 特定建築物維持管理
- (3) 高架水槽等清掃
- (4) 自家用電気工作物点検
- (5) 空調設備保守点検
- (6) 消防用設備等保守点検
- (7) 害虫等防除
- (8) 警備

- 3 受付期間** 令和 6 年 12 月 2 日(月)～ 令和 7 年 1 月 15 日(水) (執務時間中)

- 4 受付場所** 西条市役所 財務部 契約課 工事契約係

- 5 提出方法** 郵送又は持参 ※接触を避けるため、なるべく郵送をご利用ください。

- 6 提出書類**
- ・提出部数： 各 1 部
 - ・表中、左端の番号 1 から順に並べ、黄色の A 列 4 版ファイルに綴じて提出
(表紙及び背表紙に商号を明記してください。)

提出書類		様式	備考
1	競争入札(見積)参加資格審査申請書(公共施設の管理委託業務)	様式第 1 ～ 4 号	原本
2	希望業務に係る営業許可証明等(※)		写し
3	貸借対照表及び損益計算書(申請直前 2 年間分)	様式自由	
4	法人登記簿謄本(現在事項全部証明書可) (個人の場合は身分証明書)		原本又は写し ただし発行後

5	印鑑登録証明書			3 か月以内 原本又は写し ただし発行後 3 か月以内
6	納税証明書(滞納がない証明)			
	市内 業者	納期到来分までの西条市税全般		
	市外 業者	(1) 法人税(個人は申告所得税及び復興特別所得 税)、消費税及び地方消費税 (2) 納期到来分までの西条市税全般		
7	技術職員の有する免許状(証)等 ※免許状を要しない業務の登録を希望する場合は提出不要			写し
8	その他 (1) 組合であって証明を受けている者… 適格組合証明書			写し
	(2) 実印と使用印が異なる場合…… 使用印鑑届 ※会社印のみの使用はできません。個人を特定できる印 鑑 (代表者印、営業所長印、個人の認印等) が必要です。		共通様式第 1 号 共通様式第	原本
	(3) 支店等に業務を委任する場合… 年間委任状		2 号	
1 の申請書中、様式第 3 号(業務経歴書)、第 4 号(技術者経歴書)については必要事項が記載された自社様式の使用可				

※営業許可証明等について

参加資格要件となっている許可等については、その写しを必ず提出してください。また、指名の際に参考とするため、下記 7 で挙げている許可等のほかに申請業種に関係するものがあれば、許可等(申請日現在で有効なもの)の写しを提出してください。なお、同一人が、同一名の資格について 1 級 2 級などの複数の資格を所有している場合は、最上位の資格のみ提出してください。

7 参加資格

(1) 公共建物清掃(次の①又は②に該当すること。)

① 建築物清掃業の県登録業者

② 清掃作業監督者及び清掃作業従事者研修修了者を有する者

(2) 特定建築物維持管理(次の①又は②に該当すること。)

① 建築物環境衛生総合管理業の県登録業者

② 建築物環境衛生管理技術者を有する者

(3) 高架水槽等清掃(次の①又は②に該当すること。)

① 建築物飲料水貯水槽清掃業の県登録業者

② 貯水槽清掃作業監督者及び貯水槽清掃作業従事者を有する者

※ ②に掲げる監督者及び従事者は以下の要件を満たす者とする。

・貯水槽清掃作業監督者にあつては、次のいずれかを満たす者。

ア 厚生労働大臣の登録を受けた者*が行う貯水槽の清掃作業の監督を行う者のための講習の過程を修了し、修了した日から 6 年を経過しない者。

イ アの過程を修了した者であつて、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う貯水槽の清掃作業の監督を行う者のための再講習の過程を修了し、修了した日から 6 年を経過しない者。

- ・貯水槽清掃作業従事者にあつては、次の要件を満たす者。

厚生労働大臣の登録を受けた者が行う貯水槽の清掃作業の従事者のための講習の過程を修了し、修了した日から1年を経過しない者。

なお、証明書類（登録証明書や修了証書等）の写しの提出が必要となります。また貯水槽清掃作業従事者講習について、自社等で講習の過程を終了した者は、氏名、生年月日、講習日、有効期限（講習日より1年）及び講習会主催者である社名、代表者名を記載し、押印したものを提出して下さい。

※厚生労働大臣の登録を受けた者については、厚生労働省のホームページから確認できます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17992.html

(4) 自家用電気工作物点検（次の①～③全てに該当すること。）

- ① 電気主任技術者免状(第3種以上)を有する者
- ② 機械器具(リレー試験装置、絶縁耐力試験装置等)を有すること。

(5) 空調設備保守点検

- ① フロン排出抑制法に基づく定期点検において、「十分な知見を有する者」に検査を行わせるか、立ち会わせることができる者。なお、「十分な知見を有する者」については環境省・経済産業省発出の「第一種特定製品の管理者等に関する運用の手引き」を参照すること。

(6) 消防用設備等保守点検

- ① 消防設備士又は、消防設備点検資格者を有すること。

(7) 害虫等防除（次の①～③のうちいずれかに該当すること。）

- ① 建築物ねずみ昆虫等防除業の県登録者
- ② 建築物環境衛生管理技術者免状を有する者がいること。
- ③ 白アリ防除業者については白アリ防除施工士の資格を有する者がいること。

(8) 警備（次の①及び②または①のみに該当すること。）

- ① 警備業認定証を有する者
- ② 機械警備業の届出をしている者

8 留意事項

- (1) 今回の申請は2か年度有効です。
- (2) 提出書類等に不備があるものは、受理しない場合があります。
- (3) 受付期間外及び受付時間外には書類の受理を行いません。郵送の場合は、最終日の消印があるものに限り受理します。
- (4) 提出用のファイルは、紙製フラットファイルで、とじ具が金属製でないものを使用してください。
- (5) 受領票が必要な場合は、切手を貼付したハガキ又は封筒に郵便番号、住所、会社名等、宛名を必ず記入し、申請書にクリップ留めしてください。受領票の様式は問いません。
- (6) 官公署の発行した証明書類は、原寸大かつ鮮明な複写に限り、写しでも差し支えありません。

(7) 納税証明書は下記を参照の上、添付してください。

	提出書類	申請場所
市内 業者	納期到来分までの市税全般【滞納がない証明】 【法人】法人市民税・固定資産税・軽自動車税・ 市県民税（特別徴収分） 【個人】市県民税・固定資産税・軽自動車税・ 国民健康保険税	西条市役所 本庁徴収課 又は 西部支所総務管理課税務係、丹原、 小松サービスセンター係
市外 業者	(1) 法人税(個人は申告所得税及び復興特別所得税)、 消費税及び地方消費税【未納がない証明】	住所地(納税地)を所轄する税務署
	(2) 上記の西条市税の納税義務者は該当する市税 【滞納がない証明】 ※西条市税の納税義務が無い場合は提出不要	西条市役所 本庁徴収課 又は 西部支所総務管理課税務係、丹原、 小松サービスセンター係

※ 税務署の発行する納税証明書(未納の税額がないことの証明)について

【法人】 様式その3の3(「法人税」と「消費税及び地方消費税」)

【個人】 様式その3の2(「申告所得税及び復興特別所得税」と「消費税及び地方消費税」)

・免税事業者、新規事業者も交付されます。

・詳細は、国税庁ホームページ(申告・納税手続)等で確認してください。

(8) 入札参加資格の認定をした旨の通知はいたしません。審査結果の通知は、資格を有しないと決定した者に対してのみ行います。

(9) 申請書提出後、内容に異動があった場合には、変更届に必要な書類等を添付して速やかに届出してください。

※ これまでに参加資格を取得されている業者の方の内、申請内容に異動が生じている場合は、必ず、変更届を提出してください。今回の申請書の提出のみでは変更が反映されません。

【 問合せ先 及び 提出先 】

〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷 164 番地
西条市役所 財務部 契約課 工事契約係
TEL 0897-52-1235 (直通)